

定住促進のための住宅取得奨励金について

子育て世帯等の定住を促進するため、市内に住宅を取得した子育て世帯、新婚世帯等に住宅取得奨励金を交付します。

○奨励金の額

- ・新築住宅・建売住宅 50万円
- ・中古住宅 25万円

○加算金

対象世帯が市外から転入した場合は、奨励金の額に20万円を加算します。

※世帯を構成する者のいずれもが転入者(対象住宅の工事請負契約または売買契約の締結日以降に市外から本市に転入したものであって、転入日前1年以内に本市に住民登録されたことのないもの)の場合に限る。

○対象者

申請者は、対象住宅の所有者(共有名義の場合は持分が2分の1以上ある方)で、所有権の保存または移転の登記が完了した日(基準日)現在で、次のいずれかに該当する世帯であること

- (ア) 子育て世帯(中学生以下の者(胎児を含む)がいる世帯)
- (イ) 新婚世帯(基準日前5年以内に婚姻の届出が受理された夫婦で構成される世帯)
- (ウ) 子育て世帯または新婚世帯に属する者の父母または祖父母であって、新たに対象世帯(子育て世帯・新婚世帯)と同一の住宅に居住するもの

この他にも対象者や対象住宅についての条件がございます。
詳細や申請方法については電話またはQRコードからご確認ください。



問 本庁 定住推進課定住推進G ☎52-1111 内線120

新婚家庭の家賃助成について

若年層の定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭に家賃の一部を助成します。

○助成金の額

月額1万円(家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額)
※交付は年度末にまとめて行います。

○助成期間

申請のあった翌月から最長36か月間

○対象者

- ・交付申請日前3年以内に婚姻届を提出していること
- ・申請時に夫婦がいずれも40歳未満であること
- ・家賃月額が5万円以上である賃貸住宅であること
- ・申請者および同居者全員の前年(申請日が1月から6月までの場合は前々年)の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下であること

この他にも条件がございます。
詳細や申請方法については電話またはQRコードからご確認ください。



問 本庁 定住推進課定住推進G ☎52-1111 内線120